第11216号 平成 17 年 1 月 19 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

次 目

0	告 道路	の ["	示 区域変	変更.											— .	各総: "	務課	()	1 2
00	公 団 体	営 <u>-</u>	告 上地改	女良 事	事業 施	行の									(農 (寸計 "	画課)	2 2
000		// //											 	 	 (<i>"</i>)	2 3
000		// //											 	 		" ")	3 3 3
	登	1		東	Į	の完	了						 	 	 (建	築	課	,	3
	正		誤						画策			-							3
\cup	半风	17	牛 1	月 7	日付(ナ 熊 オ	5 県2	く 報 芽	等 1121	2 号	日次	Щ	 	 	 (私:	字 又	書 課	()	4

告 示

熊本県告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区

域を変更する。 その関係図面は、平成17年1月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一 般の縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

	ユロマノ生 秩	、				
道路 の種 類	路線名	区 域 変 更 す る 区 間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
		本渡市本渡町大字広瀬字長尾 1907番4地先から 本渡市本渡町大字本戸馬場字中村 2802番 地先まで	前	4.0 ~ 29.0	1,552.8	
一般国道	324号	本渡市本渡町大字広瀬字長尾 1907番4地先から 本渡市本渡町大字本戸馬場字梶山 3123番1地先まで	111	15.0 ~ 83.0	1,693.0	旧道移管
		本渡市本渡町大字広瀬字長尾 1907番4地先から 本渡市本渡町大字本戸馬場字梶山 3123番1地先まで	後	15.0 ~ 83.0	1,693.0	

一般国道	3 2 4 号	天草郡有明町大字赤崎字三笠山 3383 番 地先から 同 所 同 字 3383 番 8 地先まで	前後	11.5 ~ 16.5 13.2 ~ 16.8	56.7	単交安施
主要地方道	小 川嘉島線	宇城市豊野町中間字原田 3849 番 2 地先から 宇城市豊野町下郷字壱町畑 2160 番 地先まで	前後	8.2 ~ 24.6 10.0 ~ 26.6	1,069.0 1,069.0	緊 道 整

2 区域変更する期日 平成17年1月19日

熊本県告示第57号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 1 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の種 類	路線名	区域変更、	する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般	219号	人吉市東間上町字下津	留 2830番1地先から	前	15.0 ~ 28.5	132.1	24条工事(右折
国道	219 5	人吉市東間上町字前田	2864番1地先まで	後	15.0 ~ 28.5	132.1	レーンエ事)

2 区域変更する期日 平成 17 年 1 月 19 日

公 告

熊本県公告第46号

平成 16 年 10 月 5 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長高嵜哲哉から申請のあった小野尻地区土地改良事業(農業用用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 11 日付けで認可した。

平成 17 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 47 号

平成 16 年 10 月 5 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長髙嵜哲哉から申請のあった晒地区土地改良事業(農業用用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 11 日付けで認可した。

平成 17 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第48号

平成 16 年 10 月 5 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長髙嵜哲哉から申請のあった前

田地区土地改良事業(農業用用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和24年法律 第 195 号) 第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月11日付けで認可した。

平成 17 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 49 号

平成 16年 10月 5日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長高嵜哲哉から申請のあった共 和地区土地改良事業(農業用用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和 24 年法律 第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年1 月11日付けで認可した。

平成 17 年 1 月 19 日

能本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第50号

平成 16 年 10 月 5 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長髙嵜哲哉から申請のあった上 小田地区土地改良事業(農業用用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和24年法 律第 195 号) 第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1月11日付けで認可した。

平成 17 年 1 月 19 日

潮 谷 義 子 熊本県知事

熊本県公告第51号

平成 16 年 10 月 5 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長髙嵜哲哉から申請のあった梅 林地区土地改良事業(農業用用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和24年法律 第 195 号) 第 48 条 第 9 項において準用する同法第 10 条 第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月11日付けで認可した。

平成 17 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第52号

平成 16 年 10 月 5 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長髙嵜哲哉から申請のあった下 小田地区土地改良事業(農業用用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和24年法 律第 195 号) 第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1月11日付けで認可した。

平成 17 年 1 月 19 日

熊本県知事 子 潮 谷 義

熊本県公告第53号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、 同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 1 月 19 日

熊本県知事 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡合志町大字幾久富字下沖野 1866 番 54 の一部 3,968.68 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 2 熊本市田迎五丁目4番6号 熊本タカスギ株式会社

登載依頼

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会公告第1号

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会の会議を、次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 17 年 1 月 19 日

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会長

開催日時 1

平成17年2月1日(火)

午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

2 開催場所

県庁本館5階審議会室

- 3 議題
 - (1) 平成16年度熊本県ひとり親家庭等実態調査の取りまとめ状況について
 - (2) 自立促進計画に盛り込むべき課題等について
- 4 傍聴者の定員

10 人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会事務局(熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課ひとり親家庭福祉班)

(電話 096-383-1111 内線 7127)

正 誤

平成17年1月7日付け熊本県公報第11212号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

熊本県知事 潮 谷 義 子

		M 1 21 7 1 1 1 3 3 3
ページ	正	誤
1 (目次中)	○松橋大野土地区画整理組合の解散認可	○松橋大野土地工面整理組合の解散認可